

2017年7月10日

企業会計基準委員会 御中

寺田 航平

実務対応報告公開草案第 52 号

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い
(案)」についてのコメント

質問 1～質問 4

権利確定条件付き有償新株予約権は、公正価値相当額の金銭の実際的な払込みに対して新株予約権を付与する取引であるため、報酬性がないと考え、この提案に反対します。

【理由】

・ ASBJ も会議の中で公正価値として認めており、公正価値としての対価を支払っているのであれば、報酬性はないと考える。あくまで公正価値かどうかで判断すべきであり、公正価値でないとすれば、あるべき公正価値との差額を報酬とすべきと考える。

・ 導入企業側は持株会と同様の投資制度として活用しており、そしてその発行目的は企業会計基準適用指針第 17 号に合致しているため、ASBJ でテーマアップされるタイミングまで約 200 社の上場会社の事例があり、大手監査法人もすべて 17 号での会計処理を認めていたにも関わらず、ASBJ ではなぜか「当該取引に関する会計処理の取扱いは必ずしも明確ではなかった」として本件を取り上げたが、導入企業の発行目的・実態（応募率が 20%未満という企業もある）を一切無視して、報酬として取り扱う方向での議論となった理由が全く示されていない。ここまで発行会社の目的を全否定するのであれば、その理由を説明すべきである。

・ 未公開企業の場合、戦略的な資本政策の手段としても活用されており、その活用も制限されることになるため、ベンチャー企業の育成の阻害要因ともなる。

・ IFRS との GAAP 差を無為に広げる内容となっており、あえて GAAP 差を広げるとするのであれば、その理由を明記すべきである。

・新株予約権が無効となる場合、当初取得時に払い込んだ投資元本が毀損することになるのが有償新株予約権であり、今回報酬性があるとしているが、そもそも損失が発生する報酬制度は存在し得ないと考える。

・公正価値での有償発行の取引であるために、公益社団法人日本監査役協会の「監査役監査実施要領」（改訂版）（平成 28 年 5 月 20 日公表）には「有利発行決議や報酬決議、事業報告における開示の対象とはならない」とある。

・税務について、公正価値での取得であるため、権利行使時の給与等課税事由が生じないとされており、給与所得ではない判断となっている。

・質問 1 の中に、公開草案第 17～23 項を参照すると、報酬としての性格を持つと考えられるとした記載があるが、恣意的な内容が多いと感じられ、特に以下は理解できない。

■17 項 (1) について

有償の最大の特徴を除いての論理展開が理解できない。

■17 項 (2) と 18 項について

ストック・オプション会計基準は、そもそも典型的な無償発行のストック・オプションを想定して開発された基準であり、発行目的が投資制度である有償新株予約権を報酬と考える論拠とするのはあまりに乱暴である。

■17 項 (3) (4) について

付与対象者の投資判断と応募が取引としての成立の絶対条件であり、当該取引の本質を無視した、一方的な報酬としての考え方は理解できない。

■17 項 (5) について

評価報告書を監査法人も確認して発行しているにも関わらず、「高い不確実性」としている点に恣意性があるように感じる。

更に、「割安」という言葉を用いて、報酬性があるように仕向けているが、これは投資行動を理解していない記載内容である。投資家は様々の検討の結果、価格が割安と考え投資行動を起こすものであり、価値そのものの客観的な割安かどうかの議論と投資家個人の主観的な割安かどうかの判断を決して混同してはならず、それを ASBJ が区別なく勝手に割安＝報酬性があると結論づけている点が理解できない。

以上